

【電子版】



2026年 第17号 2026年 8月27日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



東京飛鳥交通の賃下げ違法・無効

自交労働者の権利を守る歴史的勝利判決

東京飛鳥交通グループ傘下2社に属する3労組の組合員80名は、会社が2022年11月実施の運賃改定に便乗して一方的に賃金の計算方法を変更した「スライド賃下げ」に対して、一方的な不利益変更の無効と変更前の計算方法による賃金の支払いを求めて、2023年11月に東京地方裁判所に提訴しました。裁判中に自交総連非加盟の飛鳥第7労組の合流が認められ原告団は133名（弁護団8名）となっています。

2026年7月29日、同裁判所は、原告（4労組）らの主張を全面的に認め、被告（会社）に対し、労働契約法に反し無効であるとして、未払い賃金5,062万8,959円の支払いを命じました。

この判決は、自交労働者の権利を守る歴史的判決であり、運賃改定に便乗した一方的な賃下げを司法が違法としたものです。

飛鳥交通は、運賃改定によって労働者の賃金が増えることを受けて、営業収入に0.9585という係数を乗じた額を運送収入とする新たな賃金計算方法を導入して、実質的な賃下げを強行しました。さらに歩合給には120万円の上限を設けて、これを超える売上については歩合給を支給しない制度に変更しました。会社は「従来と同じ仕事量でも賃金が増えるため、不利益変更にはあたらない」と主張しましたが、裁判所は、この賃金計算方法の変更には、経営上の必要性や合理性は認められず、誠実な労使交渉もなかったと指摘したうえで、労働者に対する「一方的で不当な不利益変更」にあたるとしました。

判決のポイント

裁判所は次の点が示されました。

- ①就業規則を変更して賃下げをおこなうための合理的な根拠や必要性を会社は証明できていない。
- ②会社は、労働組合との誠実な労使交渉を拒み、不誠実な対応を続けた。
- ③一連の「スライド賃下げ」は無効。



報告集会で判決内容を説明する原告弁護団 = 7月29日・東京 司法記者クラブ

全国のタクシー労働者にとって大きな前進

この問題は、飛鳥交通だけにとどまりません。全国で運賃改定に便乗して賃下げを狙う事業者に対し、司法が明確に違法と判断を下しました。全国のタクシー労働者の雇用と権利を守る大きな防波堤となる重要な判決として、今後のたたかいに大きな力を与えるものです。

また、裁判所は、本件で会社と同意した従業員代表の証言を証拠として採用せず、「労働組合は同意していないが、従業員代表は同意している」という抗弁も通りませんでした。同じやり方をしようとする会社に対し、大きな歯止めがかかったといえます。

今回の結果は、「団結すれば職場は変えられる」ことを示した歴史的な成果です。この判決を受けて7月29日に飛鳥交通事件原告弁護団、30日には東京地連が声明を発表しています。一方、被告の飛鳥交通は30日、東京高裁に控訴しています。

国交省・運輸局は判決を重く受け止めよ！

2022年11月に実施された東京特別区・武三地区の運賃改定では、各社で賃下げ・合理化が広がりました。これを受けて2023年5月、東京地連と飛鳥交通グループ傘下の3労組は、関東運輸局に対し、運賃改定に伴う賃下げについては是正指導を求め告発しました。しかし、関東運輸局は、飛鳥交通に対する調査を実施したにもかかわらず、「ワイシャツ配布などにより労働条件は改善されており、賃金も運賃改定後に増えている」と判断し、適切な行政指導をおこなわなかった結果、この行政判断が全国的なスライド賃下げを助長する一因となりました。また、自交総連と国土交通省との交渉においても、国土交通省は、「賃金制度は労使間で定める事項」と見解を示していました。

今回の東京地方裁判所の判決は、会社の主張を退け、「スライド賃下げは違法・無効」であることを認めたものですが、同時に、行政が会社の説明を十分に検証しないまま是認した対応が誤りであったことを示したものでもあります。

今後、国土交通省および各運輸局は、この判決を真摯に受け止め、運賃改定の本来の目的である「タクシー運転者の労働条件・処遇改善」を確実に実現するため、全国の事業者に対する指導・監督を抜本的に強化すべきです。

自交総連の行政への要求

- 判決を踏まえ、国土交通省・各運輸局は行政判断を見直すこと。
- 全国的に起きている運賃改定を利用した賃下げを是正させること。
- 「運転者の労働条件改善」という運賃改定の趣旨を徹底させること。
- 同様の違法なスライド賃下げを繰り返させない行政指導を行うこと。
- 労働者・労働組合の声を尊重する監督行政へ転換すること。

東京地連と飛鳥交通裁判の原告団代表は8月18日、日本共産党の山添拓参議院議員同席のもと国交省交渉をおこない、運賃改定趣旨を逸脱した不当な賃下げ行為に対する厳格な行政指導を求めました。

飛鳥交通グループ

スライド賃下げ違法・無効判決にあたっての声明

2026年7月30日

全国自動車交通労働組合総連合

東京地方連合会（自交総連東京地連）

執行委員長 徳永 昌司

——東京地裁の全面勝訴判決を受けて、すべてのタクシー労働者の労働条件改善に向け、さらなるたたかいを決意する——

2026年7月29日、東京地方裁判所（上村考由裁判長）は、飛鳥交通グループ傘下2社において、運賃改定に伴い会社側が一方的に断行した歩合給の引き下げ（運賃収入に係数を乗じるスライド賃下げおよび歩合給の上限設定）を「労働契約法に反し、違法・無効」と断じる全面勝訴の判決を言い渡した。裁判所が原告ら運転手側の主張を全面的に認め、会社側に対して不当に減給された未払い賃金の全額（計5,062万8,959円）の支払いを命じたことは、正義と労働者の権利を守る画期的な勝利である。自交

総連東京地連は、長きにわたる不当な賃下げ攻撃に屈せず、団結して裁判闘争をたたかい抜いた原告団、弁護団、そしてこれを支えたすべてのなかまの奮闘に心からの敬意を表するとともに、この歴史的勝利判決を重要視する。

今回の裁判の本質は、2022年11月に実施された東京特別区・武三交通圏における運賃改定の趣旨を会社側が根底から踏みにじった点にある。関東運輸局が明記した国自旅325号通達や消費者委員会での議論の指針では、運賃改定の最大の目的は「乗務員の労働環境・処遇の改善」を主とし、利用者利便の向上に繋げるとする社会的公約であった。しかし、飛鳥交通グループは、値上げによって労働者の賃金が増えることを逆手に取り、「従来通りの仕事量でも賃金が増えるのだから不利益変更ではない」などという身勝手な論理を展開。営業収入に「0.9585」という係数を一方的に乗じて会社の取り分を増やし、実質的なピンハネと賃下げを強行した。乗務員によっては月額10万円、年間50万円もの深刻な減収を強いられたこの暴挙は、労働者の生活を破壊するだけでなく、国交省の方針をも愚弄するものであった。

判決は、会社側が賃下げ（就業規則の変更）を行う具体的根拠や必要性、相当性を何ら数字をもって証明できていないことを厳しく指摘した。さらに、会社側が労働組合との誠実な労使交渉を拒み、不誠実な対応を続けたプロセスについても明確に非難し、一連のスライド賃下げを完全に無効とした。これは、労働条件の一方的で不当な不利益変更に対し、司法が毅然としたNOを突きつけたものである。

この勝利の意義は、単に今回の飛鳥交通グループ裁判内にとどまらない。現在、全国の多くのタクシー事業者がこの飛鳥裁判の帰趨を伺い、便乗的なスライド賃下げの機会を伺っている。今回の全面勝訴判決は、そうした業界全体の不当なスライド賃下げの動きに強力な歯止めをかけるものであり、全国のタクシー労働者の雇用と権利を守る大きな防波堤となるものである。

飛鳥交通グループは、今回の司法の判断を厳粛に受け止め、直ちに控訴を断念すべきである。そして、原告らに対する未払い賃金を速やかに支払い、真摯な労使交渉を通じて労働条件の抜本的な改善に踏み出すべきである。

現在、タクシー業界は深刻な担い手不足に直面しており、今まさに労働条件の改善と処遇向上が求められている。さらに、労働者の権利を脅かす「ライドシェア」の全面解禁阻止に向けたたたかいも正念場を迎えている。自交総連東京地連は、今回の全面勝訴を大きな糧とし、飛鳥交通グループ各社の未払い賃金の完全な支払いと就業規則の撤回がされるまで手を緩めることなくたたかう。そして、全国のハイタク労働者と固く連帯し、すべての交通労働者が誇りを持って働ける職場環境の確立と、地域公共交通の維持・発展に向けて、全力を挙げてたたかい抜くことを決意する。

飛鳥交通事件 原告弁護団声明

2026年 7 月 29 日

飛鳥交通事件原告弁護団

飛鳥交通株式会社ほか同グループ各社（以下「被告各社」という。）において乗務員として勤務しているまたは勤務していた原告ら133名が、被告各社を被告として、2022年11月の東京特別区・武三地区のタクシー運賃改定を契機に被告各社が行った歩合給の計算方法を不利益に変更する就業規則変更（以下「本件不利益変更」という。）の効力を争って過去の賃金計算方法との差額の支払いを求めた裁判について、本日、東京地方裁判所民事第11部合議甲B係（上村考由裁判長）は、本件不利益変更が労働契約法10条に違反して無効であると判示し、原告らの賃金請求を認容する判決を言い渡した（以下「本判決」という。）。

東京特別区・武三地区のタクシー会社は250社以上存在しており、本判決は、弁護団が把握する限り、2022年11月のタクシー運賃改定を契機とした歩合給引き下げに対する判断を示した初めての判決であるとともに、運賃改定を契機とするタクシー乗務員の歩合給の引き下げを内容とする就業規則変更にあたっても「高度の必要性」が要求されると判断し、就業規則変更を無効とした判決である点で画期的である。

また、運賃改定にあたって国土交通省関東運輸局は、運賃改定の前後で乗務員の歩合率を維持させることを求めているところ、本判決は、歩合率自体の引き下げ自体を行わずに歩合率を乗じる対象となる営業収入に1未満の係数を乗じるというスライド賃下げの手法を無効としたという点でも全国的な影響が大きいものといえる。

弁護団としては、本判決において、運賃改定による増収があり賃金がおおむね増加していることを根拠として原告らが受けた不利益が比較的小さなものにとどまるとしている点については看過することができないが、他方において、原告によっては賃金減額幅が10万円を超えていることを指摘しつつ経済的な不利益の程度は決して軽視できるものでないとしつつ、本件不利益変更の必要性に疑義があること、変更の相当性を具体的に立証していないこと、労使交渉が誠実に行われていないことを指摘し、本件不利益変更の効力を否定した点は高く評価したい。

以上の点から、本判決は全国的な影響が大きいものであり、先例としての価値の高いものである。

私たちは、被告らに対し、本判決を重く受け止め、控訴せずに本判決を確定させるとともに、原告らを含むタクシー乗務員の賃金計算方法を本件不利益変更前の計算方法へただちに戻し差額賃金をすべて支払うよう求める。加えて、私たちは、今後も、東京特別区・武三地区における運賃改定を契機とした労働条件の不利益変更を行わず、ノースライドを貫徹することを求める。

以 上